

# 群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

(整理番号0772)

HP版議事録

第1回特定最低賃金専門部会（電気）

令和3年10月5日 非公開

開催日時	令和3年10月5日		9時55分～10時50分
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	<ol style="list-style-type: none"><li>1 特定最低賃金専門部会運営規程の一部改正について</li><li>2 特定最低賃金専門部会の運営について</li><li>3 特定最低賃金改正決定の諮問について</li><li>4 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について</li><li>5 審議日程について</li><li>6 特定最低賃金額の審議について</li></ol>		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	<p>皆様お揃いとなりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日のご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願いいたします。</p>
事務局	それでは、ただいまから、第1回群馬地方最低賃金審議会群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械

器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行を務めさせていただきます。

賃金室長の摩庭でございます。よろしくお願ひいたします。

恐縮ではございますが、これから先は着座にて進めさせていただきます。

最初に、本専門部会の開催にあたりまして、福永労働基準部長からご挨拶申し上げます。

基準部長

労働基準部長の福永でございます。

よろしくお願ひいたします。

令和3年度第1回目の電気機械器具製造業特定最低賃金専門部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

この度は、特定最低賃金専門部会委員をお引き受けいただきまして、厚く御礼申し上げます。

また、本日は御多用のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金行政をはじめとしました労働行政全般の円滑な運営に多大な御理解と御協力を賜っておりますことを、この場をお借りしまして、改めてお礼を申し上げます。

さて、今年度の群馬県の地域別最低賃金の改定につきましては、最低賃金審議会委員の皆様にご苦労いただきました結果、837円から28円引き上げて、865円とする改正決定を行い、10月2日に発効をいたしました。

地域別最低賃金は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットであり、行政機関に決定を義務付けているものでございますが、特定最低賃金は企業内の賃金水準を設定する際の、労使の取組を補完するものであり、関係労使のイニシアティブにより設定されるものと整理されているところでございます。

この特定最低賃金につきまして、8月6日の最低賃金審議会において、改正決定の諮問をさせていただき、ご審議をお願いいたしましたことから、本日の専門部会が開催されることとなったところでございます。

委員の皆様には、大変ご苦労をおかけいたしますが、特定最低賃金の趣旨をお汲みいただきまして、ご審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局	<p>それでは、専門部会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料2のインデックス電気をご覧ください。</p> <p>委員名簿の順に従いまして、本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。</p> <p>委員の皆様は着座のままで結構でございますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>まずは、公益を代表する委員といたしまして、■委員でございます。■委員でございます。■委員でございます。</p> <p>次に、労働者を代表する委員といたしまして、■委員でございます。■委員でございます。</p> <p>次に、使用者を代表する委員といたしまして、■委員でございます。■委員でございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、本年度の審議につきまして、よろしくお願ひいたします。</p> <p>資料3が事務局名簿でございます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に部会長、部会長代理の選出に進ませていただきます。</p> <p>部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項において準用する第24条により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなっております。</p> <p>慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に労使の委員にお諮りするという方法が採られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>公益委員から、事前に互選されました結果をいただいておりますので、発表いたします。</p> <p>部会長には、■委員、部会長代理には■委員をそれぞれ選出とのことでございました。</p> <p>労使の委員の皆様にお諮りいたします。よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>全会一致で選任されましたことを確認させていただきます。</p>

	<p>それでは、部会長になられました [ ] 委員、部会長代理になられました [ ] 委員から、ご挨拶をいただきたく存じます。</p> <p>最初に、[ ] 委員から、お願ひいたします。</p>
部会長	<p>部会長を務めさせていただきます [ ] でございます。</p> <p>限られた時間ではございますが、各委員の皆様には、それぞれのお立場から率直なご意見を頂戴できればと思います。</p> <p>また、議事の円滑な進行に努めてまいりますのでどうぞご協力のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、[ ] 委員にお願いいたします。</p>
部会長代理	<p>部会長代理に選出していただきました [ ] でございます。</p> <p>円滑な議事の運営が図られますよう、[ ] 部会長を補佐してまいりたいと考えております。</p> <p>先生方のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事進行につきましては、[ ] 部会長にお願いいたします。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>それでは、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>最初に、特定最低賃金専門部会運営規程の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。特定最低賃金専門部会運営規程の改正について、ご提案させていただきます。</p> <p>資料4に規定改正案、資料5に現行規程、資料6に新旧対照表を用意いたしましたのでご覧ください。</p> <p>この運営規程は、目的、構成、会議の招集、会議の議事、議事録及び議事要旨、審議会への報告等を規定したもので、4業種の専門部会共通のものとなっております。</p> <p>資料6の新旧対照表のとおり、今回の大きな改正点は2点ございます。</p> <p>1点目は、今般のテレビ会議システムの普及状況を踏まえた会議への出席の在り方を変更すること、2点目は、内閣官房行政改革推進本部事務局から、書面、押印、対面の手続を見直すとの方針が示</p>

	<p>されたことに伴い、議事録への署名を廃止することでございます。その他の細かい点につきましては、主に文言整理でございます。ご審議をいただきますようお願ひいたします。</p> <p>なお、テレビ会議システムにつきましては、労働局のシステム整備を踏まえて実施させていただきたく存じますので、今後に備えた変更でございます。</p> <p>また、議事録への署名を廃止とした場合、事務局において作成した議事録を全委員にメールでお示しいたしまして、ご確認をいただく予定としております。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。ただいま事務局から、特定最低賃金専門部会運営規程の一部改正についてご説明いただきました。</p> <p>これについて、ご意見、ご質問等ありましたらお願ひいたします。</p>
	<p>【特になし】</p>
部会長	<p>それでは、事務局案を承認いただけたということで、よろしいでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>今回の改正は、時代に即したものであり、特定最低賃金専門部会運営規程を案のとおり改正することといたします。</p> <p>なお、内容確認のため、議事録が事務局からメールされるということですので、ご確認をお願ひいたします。</p> <p>では次に、令和3年度の特定最低賃金専門部会の運営について、事務局からご説明をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい。2点ご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、1点目でございます。</p> <p>資料の4の、特定最低賃金専門部会運営規程をご覧ください。</p> <p>専門部会の会議の公開・非公開につきまして、ご説明いたします。</p> <p>専門部会の会議は、例年、専門部会運営規程第7条第1項にございます、「公開することにより、率直な意見の交換等が不当に損なわれる恐れがある」等に該当するとして、第1回目から非公開となっております。</p> <p>本年度は、7月2日の審議会において、専門部会の会議の公開・非公開についてご議論をいただきました結果、「当初から専門部会</p>

	<p>を非公開とすべきである」との意向が示されております。</p> <p>この審議会の意向も参考にしていただき、本専門部会の会議の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。</p> <p>1点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>ただいまの事務局のご説明のように、専門部会は、例年、第1回目の会議から非公開とさせていただいているところです。</p> <p>これに対し、専門部会の公開の要請等もありましたことから、今年も審議会で議論した結果、「当初から専門部会を非公開とすべきである」との意向が示されました。</p> <p>部会長といたしましては、審議会の意向も参考にしつつ総合判断いたしまして、本専門部会の会議は、第1回目から非公開とすることが適当と考えております。</p> <p>ご意見等ありましたらお願ひいたします。</p>
	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>では、ご賛同いただいたものと理解いたしました。</p> <p>本年度も第1回目の会議から非公開といたします。</p> <p>では続けて、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。2点目でございます。</p> <p>資料4の運営規程をご覧ください。</p> <p>専門部会の議事録及び会議資料の公開・非公開についてご説明いたします。</p> <p>運営規程第8条第2項では、議事録及び会議の資料は、会議同様原則公開であるものの、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合等には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。</p> <p>昨年度より、専門部会の議事録及び会議の資料は、委員の個人責任を発言ごとに問われる恐れを排除し、かつ、審議の透明性を確保することを前提に、発言した委員の個人名は議事録には記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとして、また、各専門部会の最後に、一部非公開とすべき発言や会議の資料の有無を確認したうえで、原則公開とさせていただいております。</p> <p>加えて、本専門部会のご了解をいただきまして、労働局ホームページにも掲載させていただいております。</p>

	<p>本年度の議事録等の公開・非公開につきまして、ご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、議事録等を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求に対しては、これらの法律に規定された不開示情報を除き開示されることになります。</p> <p>2点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>事務局のご説明のとおり、会議の議事録等は、昨年度より原則公開しております。加えて、労働局ホームページへの掲載もしております。</p> <p>本年度も、会議の議事録等については、各会議の最後に、非公開とすべき発言や資料の有無を確認し、非公開とすべきと判断された発言や資料を除き、労働局のホームページへの掲載を含め公開したいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
	【異議なし】
部会長	<p>ご異議はないようですので、本年度も会議の議事録及び資料は公開といたします。</p> <p>重要事項ですので、もう一度公開の方法を整理したいと思います。</p> <p>議事録には、発言者の個人名は記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとします。</p> <p>事務局にお願いしている資料も公開を基本としますが、審議過程において、各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断することといたします。</p> <p>また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合には、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議の上、公開・非公開を適切に判断することといたします。</p> <p>このような形でよろしいでしょうか。</p>
	【異議なし】
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ではこの他に、運営規程について何かご意見、ご質問等がありま</p>

	<p>したらお願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>特にないようですので、運営規程については、このようにしたいと思います。</p> <p>続きまして、特定最低賃金改正決定の諮問について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。資料7をご覧ください。</p> <p>特定最低賃金改正決定の諮問の経過報告の前に、特定最低賃金の制度、改正決定の仕組みについて、ご説明いたします。</p> <p>特定最低賃金は、特定の産業に設定される最低賃金で、その役割は、地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットであることに対し、特定最低賃金は企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとなっております。</p> <p>決定方式は、地域別最低賃金は行政機関に決定を義務付けしていることに対し、特定最低賃金は関係労使の申出により改正等されることになっております。</p> <p>昨年度末現在、全国で設定されている特定最低賃金の件数は227件、適用使用者数は約9万3千人、適用労働者数は約292万人となっております。</p> <p>それでは、特定最低賃金改正決定の諮問についての経過をご報告いたします。</p> <p>資料8をご覧ください。</p> <p>申出一覧表として、4業種をまとめたものでございます。</p> <p>次に資料9をご覧ください。</p> <p>4業種の特定最低賃金の改正決定を求める申出書の写しでございます。</p> <p>この申出によりまして、7月29日の審議会において、労働局長が改正決定の必要性の有無についての諮問を行い、これを受けてご審議をいただいた結果、8月6日に「必要性有り」との答申がなされました。</p> <p>そこで同日、労働局長から審議会長に改正決定の諮問をさせていただいたところでございます。資料10は、その諮問文の写しでございます。</p> <p>更に、同日の審議会において、特定最低賃金4業種ごとに専門部会を設置することを決議いただいております。</p>

	<p>また4業種について、最低賃金法第25条第5項の規定により、関係労働者及び使用者の意見聴取に関する公示を8月6日に行いましたが、すべての業種において意見書の提出はございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から、特定最低賃金の仕組みと、改正決定の諮問についての経過説明をいただきました。これらについて、ご質問等ありましたらお願ひいたします。</p>
	<b>【特になし】</b>
部会長	<p>ご質問等ないようですので、次に進みたいと思います。</p> <p>最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。資料12をご覧ください。</p> <p>最低賃金審議会令の抜粋といたしまして、最低賃金審議会令の第6条第5項と第7項でございます。</p> <p>第6条第5項は、専門部会で、全会一致で決議がなされた場合には、その決議をもって審議会の決議とするとことができるとされています。</p> <p>8月6日の審議会で、この取り扱いを適用することを議決いただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>また、同条第7項では、専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする、とされておりますが、特定最低賃金に係る異議の申出がなかった場合には、運営規程第10条の規定により、専門部会は廃止されることになります。</p> <p>いずれにいたしましても、廃止に伴う専門部会委員の皆様の解任通知文書は省略させていただきたく存じます。ご了解いただきますようお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。事務局のご説明のとおり、本専門部会は最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、本専門部会の議決が全会一致で行われた場合に限り、本専門部会の決議が審議会の決議となります。よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、本専門部会の廃止と、廃止に伴う解任通知の省略について</p>

	<p>説明がありましたが、これについてもご了承をお願いいたします。</p> <p>次に、特定最低賃金専門部会の審議日程について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>資料 13 をご覧ください。</p> <p>近年の審議状況でございます。中段以下が、特定最低賃金専門部会の開催日程となっております。</p> <p>次に資料 14 をご覧ください。</p> <p>委員の皆様には、会議の日程を確保いただきまして、誠にありがとうございました。日程表のとおり会議を開催させていただきたく存じます。</p> <p>なお、会議の開催回数は、本日を含めまして 2 回を予定しております。ご了解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、会議が成立するための定足数は、委員の 3 分の 2 以上、又は、公・労・使の各側委員の 3 分の 1 以上となっておりますので、6 名以上の委員の出席、又は、公・労・使の委員それぞれ 1 名以上が出席いただく必要がございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ご多用のところ恐縮ではございますが、ご出席いただきますようお願いいたします。</p> <p>次の資料 15 は、令和 3 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ただいま事務局からご説明いただきました、次回会議の日程でございますが、委員の皆様、このとおりでよろしいでしょうか。</p>
部会長	<p>それでは、次回の会議は、資料 14 の電気の欄に記載のとおり、10 月 19 日（火）午後 1 時 30 分からいたします。委員の皆様におかれましては、ご出席をお願いいたします。</p> <p>では次に、特定最低賃金額の審議について、事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。審議に資する資料は 4 業種の専門部会共通で、最新の内容のものを調べさせていただいております。</p> <p>まず、用意いたしました資料について、ご説明いたします。</p> <p>資料 16 でございます。過去 12 年間の特定最低賃金の決定状況で</p>

	<p>ございます。</p> <p>資料 17 は、特定最低賃金の北関東三県の比較表でございます。</p> <p>資料 18 は、事務局でまとめました群馬の賃金でございます。</p> <p>資料 19 は、令和 2 年度の特定最低賃金改正状況でございます。</p> <p>資料 20 は、令和 3 年度の地域別最低賃金時間額状況でございます。</p> <p>資料 21 は、令和 3 年度の最低賃金に関する基礎調査結果でございます。</p> <p>資料 22 は、毎月勤労統計調査地方調査結果速報群馬県結果でございます。</p> <p>資料 23 は、群馬県金融経済概況でございます。</p> <p>資料 24 は、最近の県内経済情勢でございます。</p> <p>資料 25 は、法人企業景気予測調査でございます。</p> <p>資料 26 は、群馬県鉱工業指数でございます。</p> <p>資料 27 は、消費動向調査結果でございます。</p> <p>資料 28 は、群馬県内企業経営動向調査結果でございます。</p> <p>資料 29 は、企業経営動向調査結果でございます。</p> <p>最後の資料 30 は、労働市場速報でございます。</p> <p>資料は以上でございますが、資料 21 の最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、担当から内容をご説明させていただきます。</p>
事務局	<p>はい。それでは、当賃金室で実施いたしました、最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、説明をさせていただきます。資料 21 をご覧ください。</p> <p>はじめに 1 ページ目の、令和 3 年度最低賃金に関する基礎調査結果の概要についてです。</p> <p>調査依頼事業所数は、2,029 件で、有効回答件数は、1,014 件でした。</p> <p>調査は令和 3 年 6 月分の賃金額について行いました。</p> <p>また、月給者及び日給者につきましては、時間給に換算して集計をいたしました。</p> <p>調査対象地域は群馬県全域です。</p> <p>調査対象業種及び事業所規模についてですが、製造業につきましては労働者数 100 人未満の規模の事業所を調査いたしました。</p> <p>したがいまして、群馬県内すべての産業、規模の事業所を調査したものではなく、比較的低賃金労働者の多い産業及び規模の事業所を調査対象として、低賃金労働者の実態を明確に把握できるようにしたものになります。</p> <p>調査結果は、回収した調査票の労働者数を、母集団労働者数に復</p>

元をして推計したものです。

したがいまして、調査結果の反映はあくまで対象とした産業、規模の母集団事業所の範囲に限るものとなっております。

続きまして、資料 3 ページです。

賃金統計用語である、未満率と影響率について説明をさせていただきます。このイメージ図のとおりですが、まず未満率についてです。

未満率とは、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合です。言い換えますと、法律に違反している労働者の割合ということになります。

また、影響率とは、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合です。

6 ページにいきまして、電気機械器具製造業の今回の調査結果に基づいて説明をいたします。

はじめに未満率についてです。電気機械器具製造業の現行の最低賃金が 910 円でありますので、909 円までが最低賃金未満者となります。

今回の調査結果を基に具体的計算例を申し上げますと、909 円以下の累積労働者数は 1,149 人でした。これを A といたします。

復元した合計労働者数は 6,829 人でした。これを B といたします。

未満率の計算式は、 $A \div B \times 100$  となります。

計算いたしますと、未満率は 16.8% となりました。

従いまして、電気機械器具製造業の労働者の 16.8% が最低賃金額を下回っていたということになります。

特定最低賃金の 4 業種の調査結果を載せておりますので、資料の枚数が多くなっておりますが、電気機械器具製造業のみの結果について説明をさせていただきます。

資料 10 ページにまいります。この表は、電気機械器具製造業の 1 時間当たりの所定内賃金額ごとの労働者数を分布で表したものでです。

全体の分布を分かりやすく表したものが、右下のグラフです。青色の棒グラフが一般労働者で、赤色の棒グラフがパート労働者の分布です。これを見ますと、グラフの右側ですが、950 円から 1,500 円以上の分布が多く見受けられ、特に 1,500 円以上の分布が圧倒的に多くなっております。

一方、グラフの左側ですが、パート労働者を中心に、現行の 910 円を下回る労働者が見受けられます。

次に 12 ページにいきます。この表は、産業別に未満率等の賃金

額の特性値について、平成 29 年度から今年度の推移を表したもの

です。

電気機械器具製造業は表の下から 2 番目の欄となっております。

未満率の推移が表の右側にございますが、電気機械器具製造業は

他の 3 業種に比べて未満率が高い状態が続いております。

次に 14 ページです。5 の産業別未満率と影響率の推移につきま

して、平成 24 年度から令和 3 年度までの、産業別の未満率と影響

率の推移の表と、線グラフになります。

電気機械器具製造業は表の下から 2 番目、下の線グラフではオレ

ンジ色で示されております。

最後に 17 ページについてです。この表は、最低賃金引上げ額と

影響率の関係表です。昨年度までは引上げ額 0 円から 24 円までの

場合の影響率を表していましたが、今年度は群馬県最低賃金の引

上げ額が 28 円だったため、引上げ額 0 円の場合から、引上げ額 30

円までの影響率で表しました。

例えば、表の一番上の引上げ額 0 円の影響率は 16.83% となり、

表の一番下の欄の引上げ額 30 円の影響率は、23.22% となります。

以上、簡単ではございますが、基礎調査の概要について、説明を

させていただきました。

この調査結果が審議をする上で、委員の皆様のお役に立てれば幸

いと存じますので、よろしくお願ひいたします。

部会長

はい。ありがとうございます。

ただ今の事務局からのご説明について、ご質問等がありましたら、お願ひいたします。

#### 【特になし】

部会長

では、特定最低賃金の審議の前に、事務局から補足説明等があれば、お願ひいたします。

事務局

ご審議いただく前に、2 点ご説明させていただきます。

1 点目でございます。

特定最低賃金は、意向表明の段階から関係労使の合意が基本とな

っております。労使間の意思疎通を図っていただきますようよろ

しくお願ひいたします。

2 点目でございます。

審議の進め方でございますが、昨年度は第 1 回目の会議におい

て、労使の基本的な考え方をお示しいただきました。

	<p>第2回目の会議では、労使それぞれから具体的な金額をご提示いただき、それらをもとにご審議いただきまして、特定最低賃金額が議決されております。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>今後は、事務局の説明も参考にさせていただきつつ、審議を進めてまいりたいと思います。</p> <p>それでは、本年度の特定最低賃金の具体的な審議に入りたいと思います。</p> <p>まず、労働者側、使用者側それぞれの立場から、基本的なお考えをお伺いしたいと思います。</p> <p>その後は、自由にご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>では、労働者委員から、お願ひいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。まず労側 [ ] が発言いたします。</p> <p>コロナの状況についてですけれども、すでに感染拡大から長期間が経過しております。</p> <p>先日、緊急事態宣言は解除されましたが、コロナ禍の状況は予断を許さない状況にあると思います。</p> <p>この間、労働者の生活実態は、大変厳しい状況にあったというように考えております。</p> <p>そういう中でも、感染拡大対策に取り組みながら、日々懸命に働き続けております。</p> <p>そういう環境下での特定最低賃金のもつ意義は、非常に重いものと考えており、日々の不安や社会不安を払拭し、格差是正を図っていく役割があると考えておりますし、また、地域格差を是正し、貴重な労働力の流出を防ぐことにより、結果的に将来の安定的な発展に繋がるものと考えております。</p> <p>国が行うべきコロナ対策、経済対策は勿論ありますが、雇用の安定、将来の不安払拭をするためにも、特定最低賃金を改定することの意義が、非常に重要だという考え方から、この審議会に参加させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>はい。 [ ] 委員、お願いします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側委員の [ ] の方から発言をさせていただきます。</p> <p>私からは、中小企業で働く労働者の立場といったところから、現</p>

状及びこの特定最賃に対する考え方について、話をさせていただきたいと思っております。

ここ数年、中小の製造業につきましては、米中の貿易摩擦の関係であるとか、新型コロナウイルスの影響によって、非常に厳しい状況といったものが続いております。

一部報道等では、景気や生産については回復基調にあるというようにも言われておりますが、実際にみてみると、業績については、職種であったり規模等によって、いいところと悪いところ、二極化しているなということを実感しております。

特に、群馬県内の中小企業においては、そういった状況に加えて、現在では部品の不足といったところによって、生産調整等で一時帰休を実施しているというような状況にあります。

厳しいところを基準として話をさせていただければ、この帰休によって賃金が減っているという状況もありますし、併せて業績不振といったところの中では、賞与といったところが大きく減少しているという実態があります。

昨年、最賃が2円改善をいただきましたけれども、時間給になおすと910円、月換算で約145,000円といったところで、この水準では、やはり安心した生活といったところは厳しいかなと考えております。

基本的な考え方としましては、1日8時間所定内の時間をしっかり働き、残業をしない状態でも普通に生活ができる賃金といったところを、労働者側としては目指していきたいと考えております。

特定最賃は、労働者にとっての産業への魅力の一つでもありますし、安心感にも繋がることであるというように考えています。

また、経営者、企業側にとっても、産業の発展、存続、そして社員の定着など、極めて重要な要素であるというように考えております。

非常に厳しい状況ではありますけれども、昨年に引き続き改善の流れを止めずに考えていきたいと思っております。

具体的な金額につきましては、状況等も鑑みながら、労使の合意のもと、審議をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

はい。■委員、お願ひいたします。

部会長

労働者委員の■です。

まず、はじめに、今年も電気機械器具製造業の特定最低賃金の金

額改正論議が、このような形で開催できることに、改めて御礼を申し上げます。

特定最低賃金は、企業の枠を越えて、同じ産業で働く労働者の最低賃金としての機能を持つことから、未組織労働者や、正規・非正規労働者の賃金格差の是正を図るためにも、重要な取組と考えております。

私が所属する電機連合の今年の春闘において、多くの組合においては、企業内最低賃金を500円引き上げることができました。

月額、トータル164,500円ということになっております。

これを時給に換算すると、1,061円となりますので、この結果を電気産業で働くすべての労働者に波及させていくことも必要と考えております。

また、この電気機械器具製造業は、県内においては主要産業であり、生産数、出荷額等においても他産業と比較してウェイトが高く、地方経済における重要な役割を担っている、魅力ある産業であることは間違ひありません。

新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、社会のデジタル化に対する期待がより一層高まる予想される中で、電気産業が持つ高度なものづくり技術や、情報産業技術などの強みを活かし、継続的に発展するためには、優秀な人材の確保は必要不可欠であります。

人材確保の面と併せて、現在働いている人たちのモチベーション維持・向上が図れる視点での水準、金額論議をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

部会長

ありがとうございました。

それでは、使用者側委員から、ありましたらお願ひいたします。

使用者委員

はい。私は■から。

今、労側のお三方から、労側委員のお立場としてのご意見がありました。使側の立場として述べさせていただきます。

まず、電気機械器具製造業の業界を取り巻く環境ですけれども、問題というかリスク、昨年に引き続き、まずコロナの問題が未だに収束していない、それと物流の問題、世界的なコンテナ不足で、それが原材料の高騰に繋がりつつあること、あと直近では世界的な半導体不足、これは電気のみならず、自動車その他の産業にも大きな影響を与えていたということです。

あと、ここにきて、中国の大規模停電、この問題によって、今まで懸念していなかった中国地区からの原材料、または電子部品の

	<p>入荷が滞るだろうという予測がされております。</p> <p>それと、強いて言えば、ベトナム地区のコロナ感染拡大・ロックダウンによって、弊社も影響を受けておりますが、電子部品以外のプラスチック製品部品も入荷が滞りつつある、このような大きな経営リスクを抱えていく中で、他の産業への影響や、引き続きリスクが大きく顕在化していくことが予想されます。</p> <p>引き続き厳しい環境が続くという、これは外的な要因でございまして、我々経営側の努力では、如何ともし難い大きなものだと捉えています。</p> <p>このような状況下で、群馬県の県最賃を大きく上回っている産業別の特定最低賃金そのものを引き上げていくことに、甚だ個人的には疑問に感じているというのが、率直な感想でございます。</p> <p>昨年以上に慎重な議論を積み重ねる必要があるのかな、というような認識をもっております。</p> <p>私からは以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>■委員、お願ひいたします。</p>
使用者委員	<p>使側の■でございます。</p> <p>今、■委員がほぼ代弁していただけたので、詳しい内容については割愛させていただきます。</p> <p>先ほど労側の■委員もおっしゃっておりましたけれども、コロナ禍の中、多少は緊急事態宣言が解除されて、明るい見通しが見えてきたかなというところですが、その反動で、ものづくりの方も始まるかなと思って期待したのですけれども、先ほどの話のとおり、建築関連ではウッドショックといいまして木が入ってこない状況です。</p> <p>また、食品関係では、ミートショックと言っていますけれども、食べ物もどんどん値上がりして食品が入ってこない。</p> <p>一番我々ものづくりに関係しているのが、電子部品であったり、コネクタや、ハーネスなどのパーツであります。世界のサプライチェーンメーカーが、調達を中国からベトナムその他に移したことにより、逆にロックダウンで物が入ってこない状態です。</p> <p>■も36万台減産だそうで、36万台っていいたら凄い台数の自動車が作れなくなる、■の方も工場は止まっているようです。</p> <p>そういう環境の中で、ものづくりの世界では、まだまだ■委員がおっしゃったとおり、先が見えないという中で、非常に厳しい状</p>

	<p>況は変わっていないのだなというのは認識しております。</p> <p>その中で、特定最低賃金の方の引上げについても、非常に慎重にならざるを得ないなというように考えておりますので、今後も話し合いの中から、また糸口が見つけられればいいなと考えておりますが、厳しい状況というのは変わっていないということを認識いただければと思っております。</p>
部会長	はい。ありがとうございます。
使用者委員	<p>はい。使用者側の [ ] です。</p> <p>私はもう毎年毎年申し上げているとおり、特定最低賃金というものは屋上屋を架すものであって不必要であるというのが基本的な主張でございます。</p> <p>特にここ数年、地域別最低賃金の上げ幅が非常に大きくて、東京をはじめとして、特定最賃が飲み込まれているという状況もあります。</p> <p>これは、ちょうどいい一本化への道かなというようにも思っておりますので、特定最低賃金は足踏みをしてもらって、地域別最低賃金に追いつかれるのを、首を長くして待つということがいいのではないか、というように思っております。</p> <p>我々としては、屋上屋を架すものを外し、今使用者側委員が申し上げましたとおり、経済環境が非常に厳しい、本日、労働局より提供いただいた資料を拝見しましても、もろ手を挙げて喜んでいる状況ではないということは明らかです。</p> <p>そういう点からも、基本的には厳しいスタンスで審議をさせていただきたいと、このように思っております。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、労使双方の各委員からご意見をお伺いいたしました。</p> <p>この他、各委員からご意見等ございましたら、お願ひいたします。</p>
	【特になし】
部会長	公益委員は、いかがでしょうか。
	【特になし】
部会長	では、他に特に意見が出ないようですので、各委員からのご意見

を踏まえて、次回の会議で具体的な金額の審議を行いたいと思います。

そのように進めてよろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長 では、今後そのように進めてまいりたいと思います。  
最後、その他について、事務局から何かありましたらお願ひいたします。

事務局 はい。特にございません。

部会長 委員の皆様は、何かございますか。

【特になし】

部会長 では、特にご意見ないようですので、次回の会議では、事務局から提供していただいた資料等も十分に踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。  
それでは、最後に確認をいたします。  
本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われますが、非公開事項はなしということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長 では、非公開事項はなしということを確認いたしました。ありがとうございました。  
では、以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。  
以上をもちまして、第1回専門部会を閉会とさせていただきます。  
ご審議、お疲れ様でした。